

3 高技管第 271 号
令和 3 年 11 月 18 日

土木部各課長
各土木事務所長 様

技術管理課長
(公印省略)

ICT活用工事の発注方法について (通知)

このことについて、ICT活用工事 (ICT土工) 試行要領の改定及びICT活用工事 (ICT海上地盤改良工) の追加に伴い、発注方法等を下記のとおり定めましたので通知します。

なお、これに伴い、令和 3 年 9 月 29 日付け 3 高技管第 207 号「ICT活用工事の発注について (通知)」は廃止します。

記

1 対象工事

以下 (1) ~ (10) の各条件に該当する工事

なお、災害復旧事業については、防災砂防課と事前協議のうえ設計計上の可否を確認すること。

(1) ICT土工

下表において、1,000m³ 以上の土工量を含む工事または設計金額が 20,000 千円以上の工事

工種	種別
河川土工、砂防土工、海岸土工	掘削工 (河床等掘削含む)、盛土工、法面整形工
道路土工	掘削工、路体盛土工、路床盛土工、法面整形工
レベル 2 工種(擁壁工等)	作業土工

(2) ICT舗装工

下表において、2,000m² 以上の舗装工を含む工事

工種	種別
舗装工	アスファルト舗装工、半たわみ性舗装工、排水性舗装工、透水性舗装工、グースアスファルト舗装工、コンクリート舗装工
付帯道路工	

(3) ICT舗装工 (修繕工)

下表の工種において、3,000m² 以上の舗装工を含む工事

工種	種別
舗装工	切削オーバーレイ工

(4) ICT地盤改良工

下表の工種を含む工事

工種	種別
河川土工、海岸土工	路床安定処理工、表層安定処理工、固結工（中層混合処理）、固結工（スラリー攪拌工）
道路土工	路床安定処理工、固結工（中層混合処理）、固結工（スラリー攪拌工）

(5) ICT法面工

下表の工種にかかる請負工事費の設計金額の合計が10,000千円以上の工事

工種	種別
人力施工による植生工	植生マット工、植生シート工、植生筋工、筋芝工、張芝工、人工張芝工、市松芝工、植生穴工
機械播種施工による植生工	植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工
モルタル吹付工	モルタル吹付工
コンクリート吹付工	コンクリート吹付工
現場吹付法砕工	現場吹付法砕工

(6) ICT構造物工

下表の工種を含む工事

工種	種別
橋台工	橋台躯体工
RC橋脚工	橋脚躯体工

(7) ICT浚渫工

下表の工種を含む工事

工種	種別
浚渫工	ポンプ浚渫工、グラブ浚渫工、硬土盤浚渫工、岩盤浚渫工、バックホウ浚渫工

(8) ICT基礎工

下表の工種を含む工事

工種	種別
基礎工	基礎捨石、捨石本均し、捨石荒均し

(9) ICTブロック据付工

下表の工種を含む工事

工種	種別
ブロック据付工	被覆ブロック据付、根固ブロック据付、消波ブロック据付

(10) ICT海上地盤改良工

下表の工種を含む工事

工種	種別
海上地盤改良工	床掘工、置換工

2 発注方法

- (1) ICT土工 …別紙フローによる
- (2) ICT舗装工…施工者希望型
- (3) ICT舗装工（修繕工）…施工者希望型
- (4) ICT地盤改良工…施工者希望型
- (5) ICT法面工…施工者希望型
- (6) ICT構造物工…施工者希望型
- (7) ICT浚渫工…施工者希望型
- (8) ICT基礎工…施工者希望型
- (9) ICTブロック据付工…施工者希望型
- (10) ICT海上地盤改良工…施工者希望型

※（1）～（10）以外の方法により発注する場合及び以下に該当する場合は、技術管理課と協議すること。

- ・現場条件等によりICTの活用が困難と予想される場合
- ・既に発注されている工事で、ICTの活用による施工を検討する場合

3 適用日

令和3年11月18日以降に積算する工事

4 留意事項

入札公告の工事概要欄又は指名通知のその他の条項及び特記仕様書へ必要事項を記入すること。
なお、実施設計書で特記仕様書に記載がない場合でも、対象工事に該当すれば変更設計書で特記仕様書に記載すれば、実施可能

(ICT活用工事 (ICT土工、ICT舗装工、ICT舗装工 (修繕工)、ICT地盤改良工、ICT法面工、ICT構造物工、ICT浚渫工 [港湾]、ICT基礎工 [港湾]、ICTブロック据付工 [港湾]、ICT海上地盤改良工 [港湾]) 試行要領を参照)

(入札公告又は指名通知の記入例)

[発注者指定型]

この工事は、ICT活用工事「発注者指定型」の対象である。

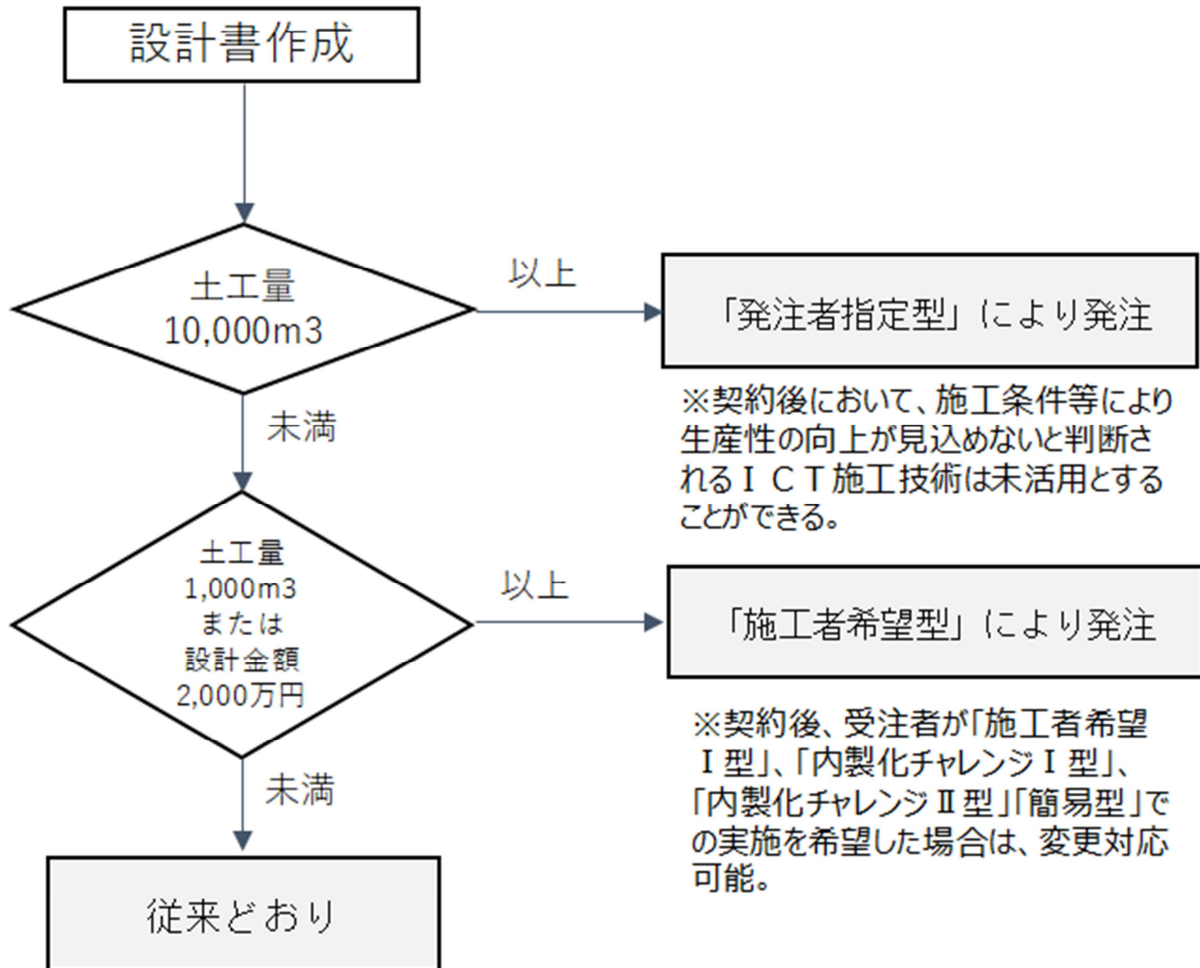
[施工者希望型]

この工事は、ICT活用工事「施工者希望型」の対象である。

5 担当

契約に関すること	土木政策課 契約担当
施工管理・監督・検査に関すること	技術管理課 技査担当
ICT活用工事試行要領及び積算に関すること(港湾工事以外)	技術管理課 設計基準担当
ICT活用工事試行要領及び積算に関すること(港湾工事)	港湾・海岸課 港湾建設担当

I C T 土工の発注方法



※施工者の希望によるICT活用は可
(評定の加点対象、ICTに関する費用計上は行わない)